

松山市特定教育・保育提供者に係る業務管理体制検査実施要綱

制定 平成29年6月20日

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第56条の規定に基づき特定教育・保育提供者に対して実施する業務管理体制の整備に関する検査（以下「検査」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「特定教育・保育提供者」とは、法第55条第1項に規定する特定教育・保育提供者をいう。

2 この要綱において「特定教育・保育施設等」とは、法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所をいう。

(検査の対象)

第3条 検査の対象は、法第55条第2項の規定により市長に業務管理体制の整備に関する事項を届け出た特定教育・保育提供者とする。

(検査の種類)

第4条 検査の種類は、次のとおりとする。

(1) 一般検査 法第55条第2項の規定による届出のあった事項及びその運用状況について、原則として書面により定期的かつ計画的に実施する検査

(2) 特別検査 次のいずれかに該当する場合に必要な応じ実施する検査

ア 特定教育・保育施設等の運営に不正又は著しく不当な行為があったことを疑うに足りる理由があるとき。

イ 度重なる指導によっても業務管理体制の改善が見られないとき。

ウ 正当な理由がなく、一般検査を拒否したとき。

(検査の内容及び方法)

第5条 一般検査では、次の各号に掲げる事項が適切に整備され、及び実施されているかを確認するものとする。

(1) 法令を遵守するための責任者を選任していること。

(2) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備していること（特定教育・保育施設等の数が20以上の特定教育・保育提供者に限る。）。

(3) 業務執行の状況の監査を定期的に行っていること（特定教育・保育施設等の数が1

00以上の特定教育・保育提供者に限る。))。

2 検査の実施に当たっては、市が実施する施設監査等と同時に実施するよう努めるとともに、幼稚園及び幼稚園型認定こども園の特定教育・保育提供者に対する検査にあつては、これらの施設の認可を行う者と連携するよう努めるものとする。

3 特別検査では、特定教育・保育提供者が前条第2号に規定する場合に該当するときに、当該特定教育・保育提供者の本部等に立ち入り、業務管理体制の整備状況及び組織的関与の有無を確認するものとする。

(検査の実施通知)

第6条 市長は、検査の実施に当たっては、検査を実施する期日の1月前までに、検査対象となる特定教育・保育提供者に対し、検査に係る施設等、期日、場所、検査担当者、準備すべき書類その他必要な事項を文書で通知する。ただし、特別検査については、検査時に速やかに告知することにより、事前通知を行うことなく検査を実施することができる。

2 検査を実施する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(検査結果の通知等)

第7条 検査を実施した職員は、検査終了後、速やかに、検査対象の特定教育・保育提供者に対して、検査結果について講評を行い、併せて意見、要望等を聴取するものとする。

2 検査結果は、後日文書をもって特定教育・保育提供者に対し通知するものとする。この場合において、市長は、特定・保育提供者が法第55条第1項に規定する内閣府令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、法第57条の規定により勧告、命令等を行うものとする。

3 市長は、前項の規定により勧告、命令等をした事項のうち、重要な事項については、特定教育・保育提供者に対して、期限を付して文書により報告を求めるものとする。

(関係機関との連携)

第8条 市長は、必要に応じて、関係行政機関の協力を求めるなどにより、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年6月20日から施行する。